(お知らせ)



令和3年6月22日

京都市環境政策局

担当:循環型社会推進部

資源循環推進課

電話:075-213-4930

プラスチック製品の分別回収に向けた社会実験の実施について

プラスチックによる海洋汚染や気候変動の問題が地球規模で広がっており、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。このため、国において、本年6月に、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「法」という。)が制定されたところです。

法に基づき,市区町村においては,令和4年度以降,家庭から排出されるプラスチック製品(以下「プラ製品」という。)をプラスチック資源として分別回収し,再商品化することが求められます。

本市では、本年3月に策定した「京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)」の 重点施策として、「徹底したプラスチックの資源循環」を掲げて、プラ製品の分別回収 のあり方等を検討することとしております。

この度,プラ製品の分別回収の円滑な実施に向けた検証を行うため,一部の地域に てプラ製品の分別回収に向けた社会実験を実施しますので,お知らせします。

記

1 社会実験の概要

(1) 目的

現在燃やすごみとして排出されているプラ製品を定期収集や移動式拠点回収 で分別排出していただき、プラ製品等の回収量や分別実施率のほか、市民の分別 意識の変化等を把握します。

(2) プラ製品等の分別回収実施期間

令和3年7月5日(月)~同年10月29日(金)

(3) プラ製品等の分別回収方法

ア 定期収集

<u>週1回のプラスチック製容器包装</u>(以下「プラ容器包装」という。)<u>の収集日</u>に、社会実験専用ごみ袋(以下「専用ごみ袋」という。)を用いて、プラ容器包装及びプラ製品を一括又は分別して排出いただきます。

(7) 一括排出

- ・ 7月はプラ容器包装のみを専用ごみ袋(緑色)で排出
- 8月以降はプラ容器包装とプラ製品を併せて専用ごみ袋(緑色)で排出

(イ) 分別排出

- ・ 7月はプラ容器包装のみを専用ごみ袋(緑色)で排出
- 8月以降は<u>プラ容器包装を専用ごみ袋(緑色)で、プラ製品を専用ごみ</u> 袋(ピンク色)で排出

く実施予定地域等>

まち美化事務所	対象学区 (対象区)	世帯数	排出方法
北部	柊 野(北 区)	1 2 8	一括
東部	修学院 (左京区)	102	1白
山科	山階南(山科区)	9 8	分別
南部	東和(南区)	2 3 0	
西部	葛 野 (右京区)	100	一括
西京	川岡(西京区)	1 5 4	
伏見	南 浜(伏見区)	165	分別
	計	977 (一括:714 分割:263)	

イ 移動式拠点回収

資源ごみの排出方法の一つである<u>移動式拠点回収</u>でも、9月以降、市域内3箇所においてプラ製品の回収を実施します。

2 社会実験で把握する内容

(1) プラ製品及びプラ容器包装の分別回収量,分別実施率の状況

各排出方法におけるプラ製品及びプラ容器包装の回収量を集計したうえで,全 市へ拡大した場合の回収量,分別実施率を推計します。

とりわけ、プラ容器包装については、分別実施率が40%にとどまるなど、いまだ燃やすごみ等として排出されている状況があることから、定期収集における7月と8月以降の収集量を比較し、分別実施率の向上につながるか確認します。併せて、定期収集と移動式拠点回収でのプラ製品の回収量の差異を把握します。

(2) 分別回収したプラ製品の状態等

分別回収したプラ製品の細組成調査を実施し、プラ製品の材質、汚れ等の状態 及び異物混入の状況を把握します。

(3) 排出者のプラ製品及びプラ容器包装の分別に対する意識

排出者に対し、社会実験の前後でアンケート調査を実施し、プラ製品及びプラ 容器包装の分別に対する意識の変化、分別実施状況等を把握します。

3 社会実験終了後のプラ製品の分別回収に向けた検討

今後, 社会実験の結果に加え, 国から示される方向性などを踏まえながら, 本市にとって最適な分別回収方法を検討します。

4 スケジュール

- 令和3年 6月 対象世帯へ社会実験専用のごみ袋,アンケート用紙(実験前) を配布
 - 7月 社会実験開始,現状の回収量(プラ容器包装)の把握
 - 8月 プラ製品の分別回収の開始
 - 10月 対象世帯へアンケート用紙(実験終了直前)を配布 分別回収終了
- 令和4年 1月 全市へ拡大した場合の回収量・分別実施率の推計,アンケート 集計
 - 3月 社会実験終了